

ガスボンベやスプレー缶

などの捨て方にご注意ください



2月5日、不燃ごみの収集中に、ごみ収集車が火災になり、車両が廃車になる事故が発生しました。この事故は、使い切っていないカセット式ガスボンベが原因と考えられます。

ごみ収集車は、後部にある投入部分でごみを圧縮してから中に積み込みます。カセット式ガスボンベなどにガスが残っていると、引火するこ

とがあります。また、前日には、今市クリーンセンターでも、カセット式ガスボンベが原因と考えられる爆発事故が起き、施設の一部が破損しました。

いずれの事故も大事には至りませんでした。また、場合によっては人命に関わる大きな事故となってもおかし

ガスボンベやスプレー缶、使い捨てライターなどをごみとして出す場合、必ず次の点を守ってください。
カセット式ガスボンベ・スプレー缶
中身を完全に使い切った後、ガス抜きのために穴を開け、燃えないごみとして出してください。

▼穴を開ける際の注意

必ず噴射剤としてのガスも含めて、中身を全て使い切ったから穴を開けてください。中身が残った状態で穴を開けると、爆発する危険があります。また、火気の近くで穴を開けるのも危険です。穴を開けるときの、風通しの良い屋外などで作業してください。



使い捨てライター

中身を完全に使い切った後、燃えないごみとして出してください。

くわしくは 環境課 廃棄物係

☎(21)5152

コミュニティ助成事業

で防災資機材を整備しました



(財)自治総合センターでは、市町村やコミュニティ組織に対して、宝くじの売上金の一部を助成する事業を行っています。この助成事業は、コミュニティの健全な発展と自治宝くじの普及広報を目的としています。

市ではこの助成を受け、材木町自主防災会、仲町自主防災会、相生町自主防災会、安良沢町自主防災会、湯元自主防災会にテントや二連はしご、消火器、発電機などの防災資機材を整備しました。

皆さんで大切に使用し、地域の防災力を高めましょう。

くわしくは 総務課 行政係

☎(21)5130



今回整備した各種の資機材

消防団員・支援団員

を募集しています



◎消防団員

消防団員は特別職の非常勤公務員で、さまざまな仕事をしている人たちで構成されています。市内では、今市・日光・藤原・足尾・栗山の5つの消防団が、各地域を災害から守るために活動しています。

しかし、消防団員が全国的に不足しています。また、地域によっては団員の高齢化が進んでおり、団員の確保が急務となっています。大切な人や自分の住んでいる地域を災害から守るため、皆さんの力が必要です。

◆入団資格
市内に在住または勤務している18

歳以上で、心身ともに健康な方

◆消防団員の主な活動内容

火災時の消火活動、火災予防活動、地震や風水害などの予防・警戒活動、通常点検や各種訓練など

◆消防団員の待遇

- 報酬：階級に応じた報酬(年2回)と災害や訓練などに出勤した際の出勤手当が支給されます。また、一定期間以上勤務して退団した場合、退職報奨金が支給されます。
- 消防被服の貸与：消防団活動などに必要な被服を貸与します。
- 公務災害補償制度：災害や訓練中に負傷した場合の補償制度が設けられています。

◎支援団員

市では今年度、新たに支援団員制度をつくりました。これに伴い、団員を募集しています。

◆入団資格(消防団の入団資格のほ

か、次の要件を満たすこと)
○所属する分団部の管轄地域に在住または勤務し、有事の際、すぐに出勤できること。

○消防団員としての経験があること。

◆募集定員

市内の5消防団で30人程度

◆支援団員の主な活動内容

昼間の火災時の消火活動、自然災害を含む大規模災害時における活動、団長が必要と認める訓練(年1・2回程度)および活動

◆支援団員の待遇

○報酬：年1万円と災害などに出勤した際の出勤手当。また、一定期

間以上勤務して退団した場合、退職報奨金が支給されます。
○公務災害補償制度：災害や訓練中に負傷した場合の補償制度が設けられています。
○被服などの貸与：消防手帳およびアポロキャップを貸与します。

各消防団のお問い合わせは

今市消防団	☎(21)0539
日光消防団	☎(54)0050
藤原消防団	☎(76)1444
足尾消防団	☎(93)3839
栗山消防団	☎(76)1444
藤原消防署	☎(76)1444

ほっとメール

皆さんからのご意見やご要望と、その回答を紹介します。

質問があります。

いろいろな審議会があるようですが、一般市民代表はどのように選出されているのですか。

同じ人が続いて選出されたり、いくつもの審議会を掛け持ちしているのは、何か特別な理由があるのですか。

市長がお答えします。

市には、多くの審議会などがあります。委員の構成については、設立目的によりそれぞれ異なりますが、学識経験者や関係団体の代表、公募委員などから構成されています。

そのうち関係団体の代表については、自治会やPTA団体、女性団体などに対して、委員の選出をお願いしています。このため場合によっては、同じ方が複数の審議会などで団体の代表として選出されている場合もあります。

また、市民と協働によるまちづくりを積極的に推進するため、公募委員の選出に努めています。平成20年度には、広報紙や市のホームページで、16の審議会などの委員を募集しました。

時期により、募集の多い少ないはありますが、今後も広く市民の皆さんに委員となっていただきたいと考えていますので、ご理解くださるようお願いいたします。

※内容は一部要約しています。

ご意見やご提案、ご要望などをお待ちしています。

あて先 日光市長 齋藤文夫
○手紙 〒321-1292
日光市今市本町1番地
○FAX 0288-21-5545
○Eメール(市ホームページからも送信できます)
hishokouhou@city.nikko.lg.jp